

国政参施第24号
平成19年11月29日
一部改正 国自物第699号
国自貨第765号
令和7年4月1日

各地方運輸局長
神戸運輸監理部長
沖縄総合事務局長 } 殿

物流・自動車局長

総合効率化計画の認定を受けた者に付与する標章の取扱いについて

今般、物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号。以下「法」という。）の規定に基づき総合効率化計画の認定を受けた者（以下「認定総合効率化事業者」という。）の企業イメージ向上、流通業務の総合化及び効率化に関する取組意欲の向上等を図る観点から、認定総合効率化事業者が表示することができる標章（以下「認定マーク」という。）を設けることとしたので、下記の取扱いにより遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、一般社団法人日本倉庫協会会長、一般社団法人日本冷蔵倉庫協会会長及び公益社団法人全日本トラック協会会長あて、別添のとおり通知したので、了知されたい。

記

1. 「認定マーク」の交付

地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、「物資の流通の効率化に関する法律に基づく総合効率化計画の認定等の運用について」（平成28年10月25日付け国総物第61号・国官参物第101号）2.（9）①2）に基づき「総合効率化計画認定通知書」を認定総合効率化事業者に対して交付する際に「認定マーク」（第一号様式）を交付するものとする。

2. 「認定マーク」の適切な使用

（1）地方運輸局長は、上記の「認定マーク」を交付する際には、認定総合効率化事業者に対し、「認定マーク」の適切な使用方法を遵守させるため、認定総合効率化事業者に対し、『「認定マーク」使用ガイドライン』（第二号様式）を交付する

ものとする。

- (2) 地方運輸局長は、認定総合効率化事業者が「認定マーク」を適切に使用するよう監督するとともに、認定総合効率化事業者に対し、「認定マーク」の使用方法について、必要に応じて指導を行うこととする。

附 則

- 1 本通達は、平成19年12月10日から施行する。
- 2 本通達施行前に法の規定に基づく総合効率化計画の認定を受けた者についても、本通達の規定を適用できるものとする。

第一号様式

デザイン1



デザイン2



デザイン3



第二号様式

「認定マーク」使用ガイドライン

地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が、物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）の規定に基づき総合効率化計画の認定を受けた者（以下「認定総合効率化事業者」という。）に対して付与する標章（以下「認定マーク」という。）の使用に関し、遵守すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 「認定マーク」の規格等

「認定マーク」の規格等は、以下のとおりです。

デザイン1



デザイン2



デザイン3



流通業務
総合効率化計画
認定事業者

（注）名刺等、小さいサイズで使用する場合に限る。

（1）規格

- ① デザイン1及びデザイン2：縦横（9：10）の楕円
- ② デザイン3：縦横（9：7）の長方形

（2）色（デザイン1及びデザイン3に限る。）

（青）プロセスカラー：C100 M70 Y0 K0

D I C カラー：D I C 5 7 9

（緑）プロセスカラー：C60, M0, Y100, K0

D I C カラー：D I C 2 1 1

(3) サイズ

「認定マーク」の標準的なサイズを以下のとおり例示しますが、「認定マーク」のサイズは、表示する用途に応じて自由に調整することができます。

① デザイン1及びデザイン2の標準的なサイズ

縦 18 cm × 横 20 cm

② デザイン3（名刺）の標準的なサイズ

縦 18 mm × 横 14 mm

2. 「認定マーク」の表示方法

認定総合効率化事業者は、次に掲げる範囲内で「認定マーク」を表示することができます。

(1) 施設等に表示する場合

認定総合効率化事業者が総合効率化計画を実施している施設（物流施設、営業所等）又はその施設を統括している事務所（本社、支所等）

(2) 車両に表示する場合

総合効率化計画に関する業務を専属して行う認定総合効率化事業者の車両又は認定総合効率化事業者と貨物利用運送事業（自動車運送）に係る契約を締結している実運送事業者の車両であって、当該業務を専属して行う車両

(3) 名刺に表示する場合

認定総合効率化事業者が総合効率化計画を実施している施設（物流施設、営業所等）又はその施設を統括している事務所の職員

(4) その他の方法で表示する場合

上記（1）～（3）に準じた範囲で表示

3. 「認定マーク」の譲渡・流出の禁止

認定総合効率化事業者は、「認定マーク」を第三者に譲渡することはできません。

4. 使用方法等に関する指導

認定総合効率化事業者が本ガイドラインに反して「認定マーク」を使用していることが判明した場合等、地方運輸局担当部局からその使用方法について適切な措置を講じる旨の指導があったときは、その指導内容に従って下さい。

5. 「認定マーク」の使用禁止

総合効率化計画の認定の取消し処分を受けたこと又は上記4. による指導に従わないこと等を理由として、地方運輸局長が認定総合効率化事業者に対し「認定マーク」の使用を中止する旨通知したときは、当該認定総合効率化事業者は、「認定マーク」を使用することはできません。